

浦安市青少年交流活動センターを青少年団体としてご使用する皆様へ

浦安市青少年交流活動センター（以下「センター」という。）は、主に青少年の交流及び団体生活を通じ青少年の健全な育成を図るために設置されました。

よって、皆様がセンターを青少年団体としてご使用する際に遵守いただく内容を下記にまとめましたので、団体代表者及び引率責任者の方は、下記内容をご理解いただき会員方へのご周知をお願い申し上げます。

なお、遵守いただけない場合は、センターの使用を制限させていただく場合がございますので、予めご了承ください。

《浦安市が定める条例施行規則（抜粋）》

① 浦安市が定める「青少年団体」について

青少年の健全な育成を目的として組織され、その目的において使用する団体であって、センターの使用時、25歳未満の者が当該団体の構成員の過半数を占めるもの。

② センターの使用を許可できない事例について

- ・公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。
- ・センターの設置の目的に反すると認められたとき。（営利目的など）
- ・センターの管理上支障があると認められたとき。
- ・偽りその他の不正の手段により使用許可を受けたことが明らかになったとき。

③ 使用時

- ・使用団体の代表者又は使用者は、その使用権利を譲渡し、又は転貸してはならない。
- ・使用団体の代表者又は使用者は、その使用を終了したときは直ちに施設等を原状に回復しなければならない。
- ・使用団体の代表者又は使用者は、施設等を毀損し、汚損し、又は滅失したときは、これによって生じた損害を賠償しなければならない。（職員に必ず報告下さい。）

《センターの定める禁止事項等》

- ① センターの許可なく食事・酒類の持ち込みはご遠慮いただいております。
- ② 食堂以外での飲食はご遠慮いただいております。
- ③ 敷地内禁煙となっております。
- ④ 宿泊時はシーツ、掛布団カバー、ピロケースを必ずご使用下さい。

皆様に上記の内容を遵守いただくことにより、末永く良い施設としてご使用いただくことができると考えております。

浦安市青少年交流活動センター 所長